

聴講券から学生証へ

英吉利法律学校の時代から昭和初期の中央大学の時代まで、本学の学生は聴講券を携帯して講義に臨むよう定められていた。

聴講券の発行については、工藤武重「五十年前の回顧」(『中央大学学報』創立五十周年記念号、一九三五年十二月)によれば、「時々聴講券の印刷色彩や模様を更めて、以て偽造変造を防ぐに努むるなど、なかなか用意周到なるものがあった」とあり、時期ごとにその形式も変化してきたようである。

聴講券は学生にたいへん身近な物であるが、有効期間終了後学校へ回収され処分されることが原則のため、学生の手許には残りにくい。学内にも見本等を含めて全く残されていない。

三一(昭和六)年の学則改正に際し聴講券は学生証と改称された。この学則改正は二年間の準備のもとに行われた大改正であったが、学生証への改称理由は明らかで



中央大学法学部学生証 (1943年10月発行)

本学で、学生証に顔写真を貼付するようになったのは、三五年のことであった。他大学ではすでに一般的であったのに対し、本学はそれまで早稲田大学とともに学生証に顔写真を貼るようになっていなかった。同年四月の『中央大学新聞』には、「ニセ学生横行の折柄学生証に写真貼付」のタイトルで「今回近頃横行するインチキ学生の取締方もあり、又警察関係、鉄道省方面よりも要望され且文部省より写真貼付を実施せられたき旨通達されて来たので、遂に本学も早稲田も共に本年度よりこれを実施する事になった」とこの間の事情を伝えている。当時行われた学生のカフェーやバー等への立入禁止などとともに学生の風紀取り締まり、左傾化防止策

はない。しかし、専修大学・法政大学等がすでに大正期から学生証の語を使用しており、従来学生証等を発行していなかった東京大学でも二七年から学生証を発行するようになっていたことなどから、諸大学が一般的に使用していた用語にならって改称したと考えるのが妥当なところであろう。

学生証の基本的な形式は、学費領収証、身分証明書、学割証等の発行印押捺欄等からなり、在学期間中(学部は三年間)は有効とされていた。

戦前の学生証は、大学史編纂課でもいくつか所蔵しているが、それぞれ時期により、形態が異なっている。ここでは戦時中の本学の学生証の特徴についてまとめておきたい。

戦時体制の強化とともに、学生証にも変化が現れてくる。それは、顔写真の貼付、表紙の「質実剛健」の飾り文字、「戦時学生自戒五条」の掲載などである。

の一環と言えるだろう。

当時の学生証は二つ折りで、表紙にあたる部分には、校章の下に「〇〇学部学生証 中央大学」の文字が配され、縁飾りの四角に「質実剛健」の四文字がそれぞれ配置されていた。この「質実剛健」は、現在では本学の校風の一つに数えられているが、当時の社会に求められた気風でもあった。当初の学生証には見られないデザインであるが、いつから使用されたかはつきりしない。

「戦時学生自戒五条」は四三年の法学部学生証に見ることが出来る。これは三九年五月の「青少年学徒二賜ハリタル勅語」の精神を学生に浸透させるために、林頼三郎学長の名で出されたもので、学生はこれを解説した小冊子を常時携帯することが義務づけられていた。この学生証には五条の項目だけが印刷されているが、「質実剛健」のデザインと同じく戦時色の高まりを示すものと言えよう。

学生証は、学生の生活にとって重要なだけでなく、その様式や学費納入や諸証明書発行の際に押捺されたスタンプなども含め、それぞれの時代を物語ってくれる貴重な資料である。